

第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び京阪五条・七条地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会などが京阪五条・七条地区において実施していくバリアフリー化事業等の計画概要を示します。

なお、だれもが利用しやすい旅客施設とするためには、個々の施設の整備状況が特に重要であるため、公共交通事業者が実施する旅客施設のバリアフリー化事業計画は、より具体的な内容を示します。

ここに示す事業計画は、

特定事業として位置付けるバリアフリー化事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動等円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業等）の計画

特定事業以外のバリアフリー化事業計画

特定事業にあわせて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

その他の事業計画

国道の環境整備事業や電線共同溝事業の中で、バリアフリー化基準に沿った改善などが可能な事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

短期	平成19年から20年の間に事業を完了させることを目標とするもの
中期	平成19年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの
長期	事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの、若しくは、現在、取組を進めており、今後とも継続していくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、京阪五条・七条地区基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会等が、それぞれ京阪五条・七条地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 京阪五条駅・京阪七条駅等のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 京阪五条駅・七条駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、京阪五条駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

地上とコンコースを結ぶエレベーターの設置による段差解消や階段等の手すりの設置・改善により、高齢者や障害のある方がより円滑に移動できるよう、バリアフリー化事業を実施していきます。

イ 情報案内設備

エレベーターやトイレへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックの設置やホーム上の電光式列車運行情報案内板の設置等により、高齢者や障害のある方にとって、より分かりやすい案内情報が提供できるよう、バリアフリー化事業を実施していきます。

ウ 利便設備

両駅は地下駅であるため、スペース上の問題もあり多機能トイレへの改善は困難ですが、一般トイレも含めた機能の分散を検討し、既存のトイレを簡易オストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた方が器具の洗浄などを行える設備を備える）へ改善する事により、高齢者や障害のある方が、より使いやすい設備となるようにバリアフリー化事業を実施していきます。

(2) その他の課題の検討

連絡会議や分科会などで提起された上記以外の様々な課題・問題点や京阪五条駅及び京阪七条駅以外の駅でも共通の課題となっているものについて、基本的な考え方を示します。

ア 様々な設備の改善の検討

ホーム上への非常停止ボタンの設置や文字の見やすいタッチパネル式券売機の設置、その他提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期などにあわせ、できる限り多くの設備の改善を図るように努めます。

イ 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

公共交通機関旅客施設の移動等円滑化整備ガイドラインに沿った案内表示等の統一化、緊急時等の情報表示並びに国際観光都市の交通の要所としての案内表示（多言語表示など）やより分かりやすい料金表、路線図及び情報案内表示等について、関係事業者と協議しながら検討を進めます。

ウ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差の縮小等、京阪五条・七条地区の駅以外の駅でも共通の課題となっているものについては、長期的な課題として検討を進めます。

(3) バリアフリー化事業計画の概要

ア 京阪五条駅のバリアフリー化事業計画の概要

以下の事業を公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(ア) 改札階から地上へのエレベーターの設置（1基）

- (イ) 点字表示の設置位置・表示内容の改善も含めた，2 段手すり化などの階段手すりの設置・改善
- (ウ) エレベーターやトイレへの誘導ブロックの設置及びエスカレーターやスロープの上下端の警告ブロックの設置等の視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善
- (エ) ホーム縁端警告ブロックへのプラットホームの内方向を示す内方線の追加設置の検討
- (オ) ホーム上の電光式列車運行情報案内板の設置
- (カ) エレベーターの設置やトイレの改良等のバリアフリー化事業に伴う，案内サインや点字案内板の設置等の駅全体の情報案内設備の改良
- (キ) 車いす対応型トイレの簡易オストメイト対応化及び一般トイレの部分へのベビーシート等の設置等によるトイレの改良

イ 京阪七条駅のバリアフリー化事業計画の概要

以下の事業を公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

- (ア) 上り，下りの各ホームから地上へのエレベーターの設置（2 基）
- (イ) 点字表示の設置位置・表示内容の改善も含めた，2 段手すり化などの階段手すりの設置・改善
- (ウ) エレベーターやトイレへの誘導ブロックの設置及びエスカレーターやスロープの上下端の警告ブロックの設置等の視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善
- (エ) ホーム縁端警告ブロックへのプラットホームの内方向を示す内方線の追加設置の検討
- (オ) ホーム上の電光式列車運行情報案内板の設置
- (カ) エレベーターの設置やトイレの改良等のバリアフリー化事業に伴う，案内サインや点字案内板の設置等の駅全体の情報案内設備の改良
- (キ) 車いす対応型トイレの簡易オストメイト対応化及び一般トイレの部分へのベビーシート等の設置等によるトイレの改良

京阪五条駅・京阪七条駅における公共交通特定事業計画の概要を表 8 に，また，公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表 - 9 に示します。

表 - 8 京阪五条駅及び京阪七条駅における公共交通特定事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次				
			H19	20	21	22	23 ~
京 阪 五 条 駅	改札階から地上へのエレベーターの設置（1基）	京阪電気鉄道	▶				
	階段手すりの設置・改善		▶				
	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善		▶				
	ホーム上の電光式列車運行情報案内板の設置		▶				
	簡易オストメイト対応化等のトイレの改良		▶				
	駅全体の情報案内設備の改良		▶				
京 阪 七 条 駅	上り・下りの各ホームから地上へのエレベーターの設置（2基）		▶				
	階段手すりの設置・改善		▶				
	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善		▶				
	ホーム上の電光式列車運行情報案内板の設置		▶				
	簡易オストメイト対応化等のトイレの改良		▶				
	駅全体の情報案内設備の改良		▶				

表 - 9 京阪五条駅及び京阪七条駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次				
			H19	20	21	22	23 ~
京 阪 七 条 駅	文字の見やすいタッチパネル式券売機の設置	京阪電気鉄道	▶				
2 駅 共 通	非常停止ボタンの設置		▶				
	ホーム縁端警告ブロックへのプラットホームの内方向を示す内方線の追加設置の検討		▶				
	様々な設備の改善の検討		▶				
	各鉄道事業者における共通課題の検討		▶				

特定事業計画作成の段階で、特定事業として実施可能かどうかの検討を行い、可能な限り、表 8 の事業と一体的な整備を行うものとします。

京阪五条駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図 - 13 に、

京阪七条駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図 - 14 に、示します。

2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、京阪五条駅及び七条駅を発着する鉄道車両及び京阪五条・七条地区内のバス停を発着する路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 鉄道車両

車両の更新時に車いすスペースの確保をはじめとした移動等円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう、改良を検討していきます。

また、扉の開閉時にチャイムにより扉位置を知らせる装置について、車両の更新・改良時にあわせて、順次、整備を図ります。


イ 路線バス

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど移動等円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京阪バス及び京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を、表 - 10、表 - 11 に示します。

表 - 10 京阪バスの公共交通特定事業計画の概要


事業内容	目標年次				
	H19	20	21	22	23 ~
京阪五条・七条地区のバス停を発着する車両の約50～60%をワンステップ・ノンステップバスとする					

<参考> 京阪バスの車両の更新計画（他都市を含む全営業所）

年次	総車両数()	ワンステップバスの車両数	ノンステップバスの車両数	ワンステップ・ノンステップバスの割合
平成18年度末 (2006年度末)	595	188	116	51%
平成19年度末 (2007年度末)	595	200	159	60%
平成22年度末 (2010年度末)	595	216	288	85%

() 高速バス、リムジンバスを含む。

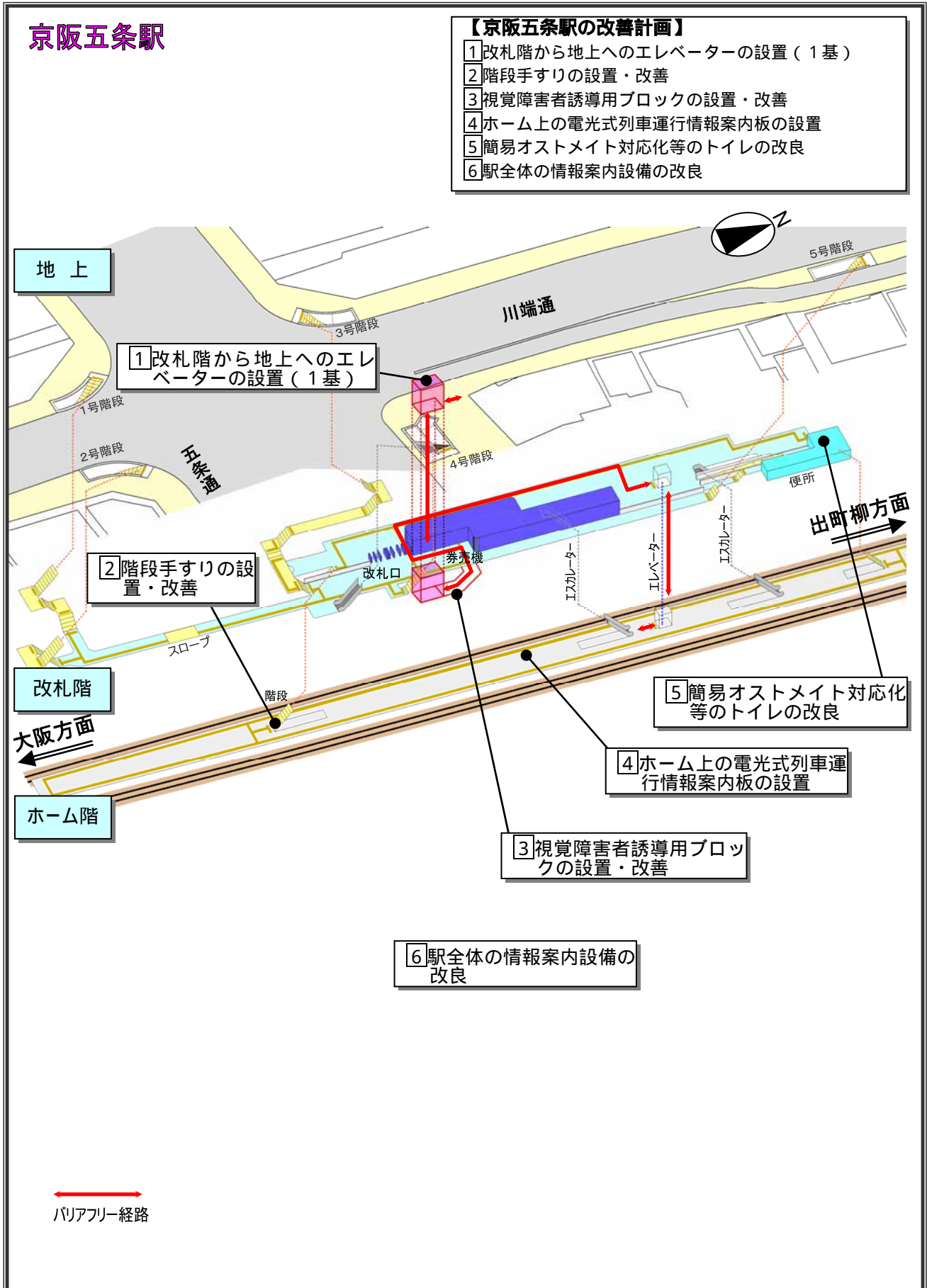
表 - 1 1 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次				
	H19	20	21	22	23 ~
京阪五条・七条地区のバス停を発着する車両の約90%をノンステップバスとする					

<参考> 京都市交通局（市バス）の車両の更新計画

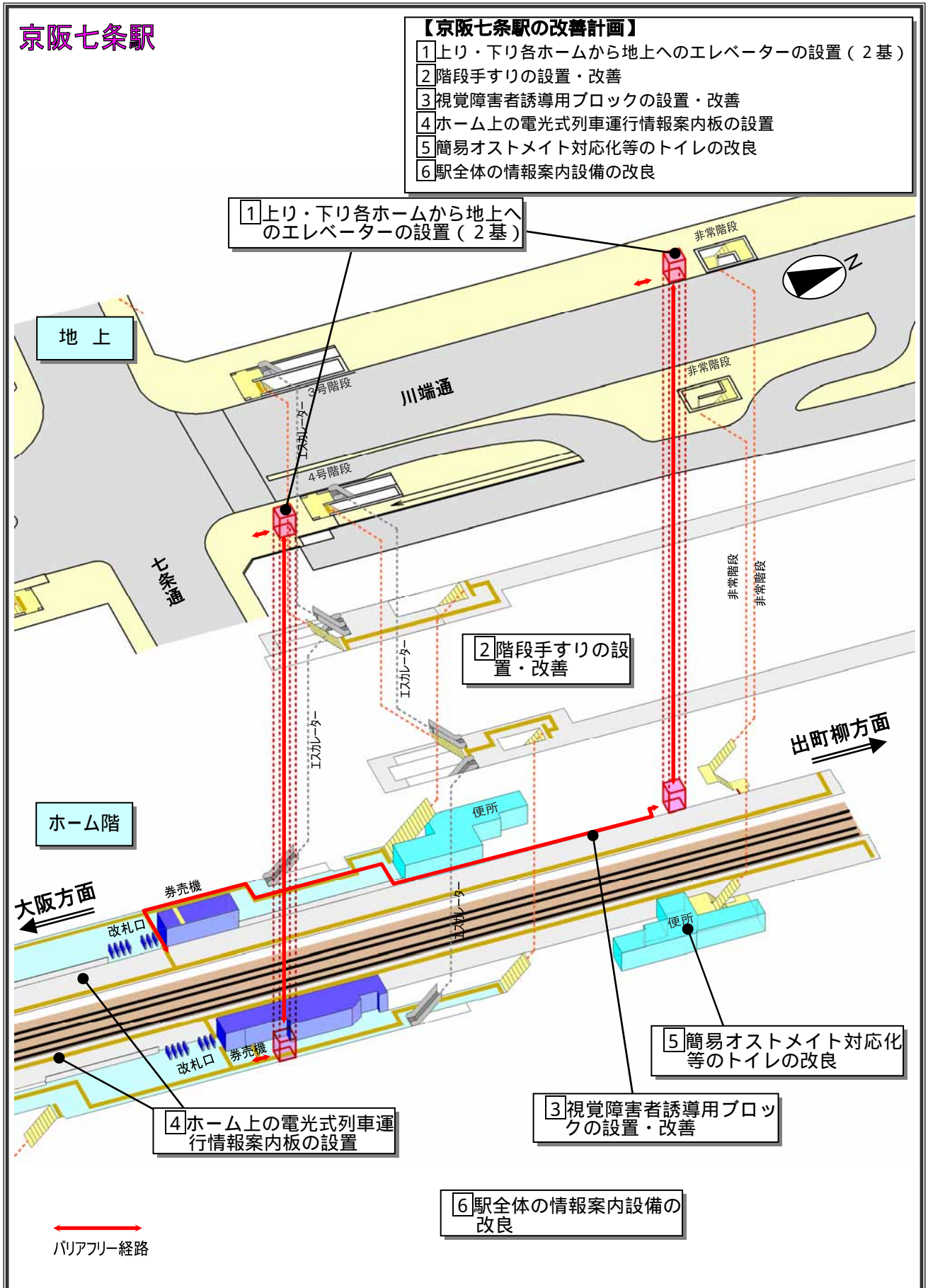
年次	総車両数	ワンステップバスの車両数	ノンステップバスの車両数	ワンステップバス・ノンステップバスの割合
平成18年度末 (2006年度末)	750	19	454	63%
平成19年度末 (2007年度末)	750	29	527	74%

図 - 13 京阪五条駅のバリアフリー化事業計画



イメージ図であり、実際の形状・寸法とは異なります。

図 - 14 京阪七条駅のバリアフリー化事業計画



イメージ図であり、実際の形状・寸法とは異なります。

3 道路のバリアフリー化事業計画等の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業計画等を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 生活関連経路

生活関連経路においては、道路特定事業として、段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

また、京都国道事務所が管理する生活関連経路（国道1号）においては、現在取組中の「国道1号五条環境整備事業」等の中で、可能な限りバリアフリー化基準に適合させた整備を実施します。

イ 生活関連経路以外の道路

駅周辺に広く分布する商業施設、公共・公益施設への歩行者の移動経路や駅周辺に居住する市民及び京都を訪れる観光客の京阪五条駅及び七条駅へのアクセス経路の安全性の確保などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、バリアフリー化事業以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう努めます。

また、京都国道事務所が管理する国道24号（七条通～八条通）においては、現在取組中の「国道24号電線共同溝事業」等の中で、可能な限りバリアフリー化基準に適合させた整備を実施します。

ウ その他

(ア) 放置自転車等の対策

放置自転車の対策については、京都市自転車総合計画に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などとの協力・連携を図りながら取組を進めます。看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街の取組などと協力・連携を図りながら取組を進めます。

(イ) その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成19年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京阪五条・七条地区における道路特定事業計画の概要を表 - 1 2 に、道路特定事業以外の事業計画の概要を表 - 1 3 に示します。

表 - 1 2 道路特定事業の概要



経路	路線	事業内容	目標年次				
			H19	20	21	22	23 ~
生活関連経路	一般府道 四ノ宮四ツ塚線 (通称：東大路)	段差，勾配の改善					
生活関連経路	一般府道 梅津東山七条線 (通称：七条通)						
生活関連経路	主要府道 下鴨京都停車場線 (通称：河原町通)						

表 - 1 3 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次				
			H19	20	21	22	23 ~
生活関連経路	国道 1 号 (通称：五条通)	国道 1 号五条環境整備事業					
	国道 2 4 号 (通称：河原町通)	国道 2 4 号電線共同溝事業等					
	重点整備地区内のその他の道路	歩行者優先策の検討					

道路のバリアフリー化事業計画等を図 - 1 5 に示します。

4 交通安全施設などのバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、生活関連経路における高齢者や障害のある方などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

ア 信号機の整備

高齢者などの安全な横断を確保するため、既設信号機の高齢者感応化への改良整備の検討を行います。

イ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車の手配・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

ウ その他

交通安全特定事業計画は、平成19年度末を目途に定めますが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京阪五条・七条地区における交通安全特定事業計画の概要を表-14に示します。

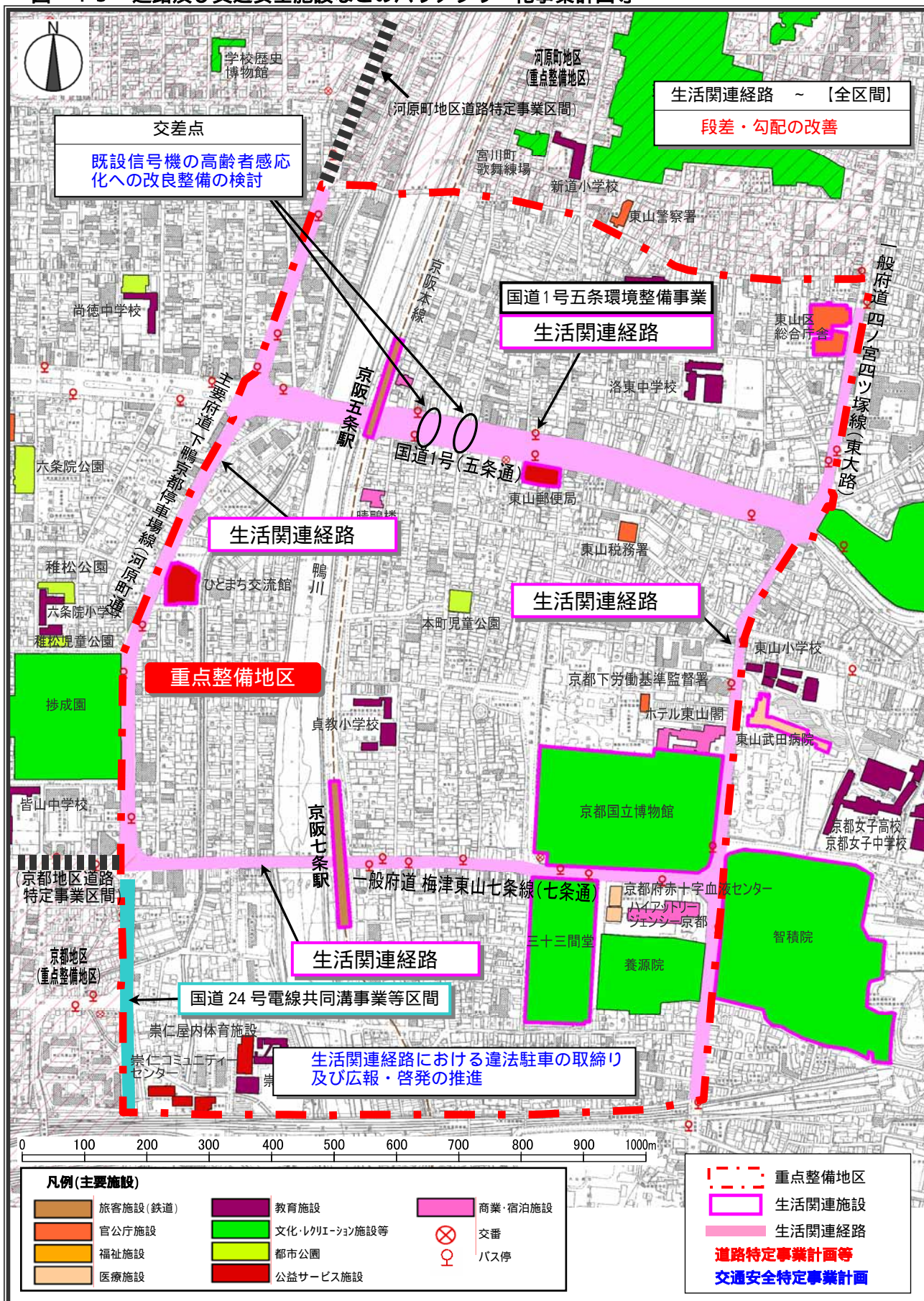
表-14 交通安全特定事業計画の概要

経路等	路線等	事業内容	目標年次				
			H19	20	21	22	23～
生活関連経路	国道1号 (通称：五条通)	違法駐車の手配・取締り及び広報・啓発の推進	注1)				
生活関連経路	一般府道 四ノ宮四ツ塚線 (通称：東大路)		注1)				
生活関連経路	一般府道 梅津東山七条線 (通称：七条通)		注1)				
生活関連経路	主要府道 下鴨京都停車場線 (通称：河原町通)		注1)				
生活関連経路	五条鞆町，五条本町各交差点	既設信号機の高齢者感応化 ^{注2)} への改良整備の検討	注1)				

注1) 現在すでに取組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。
注2) 高齢者感応式信号：青延長押しボタン付き信号機

信号機などのバリアフリー化事業計画を図-15に示します。

図 - 15 道路及び交通安全施設などのバリアフリー化事業計画等



5 主要な建築物等のバリアフリー化事業計画等の概要

平成 18 年 12 月に施行された「バリアフリー新法」により拡充された建築物のバリアフリー化について、京阪五条・七条地区内において、多くの高齢者や障害のある方などが、徒歩による移動で利用すると考えられる施設として、東山区総合庁舎、京都国立博物館、ひと・まち交流館及び東山郵便局などが挙げられます。これらの施設における主要なバリアフリー化事業計画の概要を下記に示します。施設によっては、伝統的な文化財など、バリアフリー化整備が困難な場合もありますが、心のバリアフリー等の人的対応も含めた利用の円滑化を促進します。

また、その他の主要な建築物等については、施設の更新時などにできる限り対応できるように検討を行います。

(1) 東山区総合庁舎におけるバリアフリー化事業計画の概要

東山区総合庁舎においては、現在 1 階に設置されている車いす対応型トイレを、さらにオストメイト機能を付加した多機能トイレに改修する方向で検討を行います。

(2) 京都国立博物館におけるバリアフリー化事業計画の概要

京都国立博物館においては、七条通側の出入口付近について、排水溝へのグレーチング蓋の設置や段差が生じている箇所への柵の設置等による安全対策の検討を行います。

また、館内の平常展示館については、平成 20 年に建て替えを計画しており、その中でバリアフリー化基準に適合させた整備を実施します。

(3) その他の施設におけるバリアフリー化事業計画の概要

上記以外の主要な建築物(ひと・まち交流館及び東山郵便局等)における、出入口の段差の解消、既存トイレの多機能トイレへの改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善、視覚障害者のための音声案内装置の設置等のバリアフリー化事業の実施の検討を行います。

6 ソフト施策(コミュニケーションのバリアフリー化)の概要

(1) ソフト施策推進の基本的考え方と概要

バリアフリー化設備の整備にあわせ、市民が高齢者や障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などの実効性のあるソフト施策を展開することにより、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表 - 15 に示します。

表 15 ソフト施策の具体例

	ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発，学習機会の提供	高齢者や障害のある方の移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発，情報提供など
		高齢者や障害のある方とのふれあいの場の設置など
		駅などにおける介助体験，疑似体験など
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や障害のある方との交流や介助体験，疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修，マニュアルの整備	手話や筆談などにより適切なコミュニケーションが確保できるような，接客マニュアルによる接客教育
聴覚障害者であることと援助の内容を周囲に知らせる「耳マーク」を持った方への適切な対応や聴覚障害者への援助を呼び掛ける「耳マーク」の掲示の検討		
高齢者や障害のある方へのサポート教育 介助体験，疑似体験などによる訓練，研修		
違法駐車・駐輪等の防止	違法駐車・駐輪・看板類等，高齢歩行者等の円滑な移動を阻害する行為の防止に関して，自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など	
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	インターネットを活用した，駅などのバリアフリー状況に関する情報提供（京都市や公共交通事業者のホームページなど）
		バリアフリーマップの作成・提供（駅のバリアフリー化状況，車いすで行ける観光施設など）
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	移動経路における情報のバリアを解消するための，電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など すべての人に分かりやすい，統一性，連続性のある案内情報の提供など

(2) その他の施策

公共交通事業者は、「ICカードシステム」の導入など，公共交通機関の利便性向上を図るための施策について，積極的に推進していくこととします。また，市民，事業者及び関係行政機関等は，バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を，創意・工夫により積極的に推進していきます。

7 交通システムの円滑化について

京都市では，平成15年6月に策定した『「歩くまち・京都」交通まちづくりプラン』に基づいて，人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進しており，東山地区においても，地元の皆様や関係機関等の御協力を頂きながら，秋の観光地交通対策に取り組んでいます。

今後とも，駐輪対策，渋滞対策等の京都市全体の交通システムの検討も含めて，他の事業との連携を図りながら，安心して快適な歩行者空間を創り出していけるよう，地区内の交通円滑化に向けた取組について検討を進めていきます。